

問19

犯人からの報復を考えると、
被害届を躊躇してしまいます。
被害届をしようかどうか迷っています。

子供さんの精神的負担や事情聴取による二次的被害、また、犯人が知り合いの場合など、被害届を出すことによって報復があるのではないかと考えた時、被害届を躊躇される方はとても多いです。

被害届をどうしようかと迷っている場合でも、警察では「相談」という形でお話を伺うことができます。

話をされたのち、被害届を出すかどうかをよく考えて決めていただいてもかまいません。

また、警察に相談したあと「警察に被害届まではしたくないけど、警察以外にも相談してみたい。」と思われたらご要望に応じて民間団体等の相談窓口をご紹介します。

